

高松市立大野小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本方針

「いじめ」を、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
(いじめ防止対策推進法から)

本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめ防止のために、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりと相手をおもいやる心の育成に努める。また、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。
- ② いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ③ いじめの早期対応のために、教職員全員の共通理解の下、家庭の協力を得て組織的に対応する。また、被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ④ 重大事態が発生した場合は、すみやかに市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努める。
- ⑤ すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力の向上を図る。

2 いじめ問題に取り組むための組織

(1) まめっ子育成推進委員会（生徒指導委員会）

月一回で校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・学年代表により、問題傾向を有する児童の現状や指導についての情報交換を行い、いじめの早期発見に努める。

(2) いじめ防止対策委員会

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・養護教諭・学年代表、必要に応じてスクールカウンセラーが参加するいじめ防止委員会を設置する。5月・9月・12月の生活アンケート結果等をもとに、年3回以上開催する。

(3) 緊急生徒指導委員会

いじめの問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、緊急生徒指導委員会を開催し、敏速な対応を行う。また、保護者・地域・関係機関等との連携が必要な場合は、関係者の会への参加を要請する。

緊急生徒指導委員会は、次の者で構成する。()の者は、必要な場合に参加を依頼する。

校長・教頭・主幹教諭、生徒指導主事・該当学級担任・学年主任、スクールカウンセラー
(PTA会長、PTA健全育成部長、青少年健全育成連絡協議会長、主任児童委員、香川交番、子ども女性相談室等)

3 いじめ防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手をおもいやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また教職員一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情をはぐくむことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らない顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりと相手をおもいやる心の育成に努める。

① 様々な活動を通しての人権意識と人権感覚の醸成

全校朝会や学級タイム、人権集会、総合的な学習時間での人権学習など、様々な活動を通していじめは許されないものであること、相手をおもいやることなど指導を行うとともに、人権意識と人権感覚の醸成を図る。

② まめっ子活動の充実

異学年でのグループによる活動（まめっ子活動）を推進し、異学年交流や地域住民との交流を行い、いろいろな人とのふれあいより相手をおもいやる心を育てる。

③ ありがとうカード・ありがとうの日

世話になった人たちに対して感謝の心を育てるために「ありがとうカード」を年3回作成する。また、毎月3日から9日の一週間を「ありがとうの日」として、感謝の心を高める。

④ 情報モラル教育の推進

インターネットを通じて行われるいじめ等を防止するために、児童に対して情報モラルに関する授業を実施し、啓発を行う。また、保護者に授業参観において情報モラルの授業を行ったり、学校だよりでインターネット等の適切な利用等を呼びかけたりして保護者への啓発も行う。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。

① 児童主体の授業作り

児童主体の学習や活動に努め、授業で児童一人一人の自己有用感を高めるようにする。

② まめっ子手帳をもとにしたチャレンジ精神の醸成と自尊感情の育成

学校生活における自己を高める活動において目標を定め、目標達成時にまめっ子シールを渡すなど、チャレンジする心と達成による自尊感情を高める活動を行う。

③ 体験活動の工夫

児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情をはぐくめるよう体験活動を工夫して、実施する。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための様々な手段を講じる。

- ・全ての教員が、「いじめはどこの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けて、児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。
- ・児童のおかしい変化を感じれば、すぐに学年主任・主幹教諭・生徒指導主事に報告し、学年主任・主幹教諭・生徒指導主事は、児童の様子を確認し、問題があるとみられる場合、教頭へ報告する。また教頭は校長に連絡し、校長は緊急生徒指導委員会を開催するなど、いじめ問題解決にあたる。

- ・いじめの早期発見のために、生活アンケートを年3回行うとともに相談ボックスを常時設置し、児童の悩みの把握に努める。
 - ・スクールカウンセラーによる教育相談を毎月実施するとともに、学級担任の各児童への面談日も設け、児童の悩みなどの把握と解消の手立てを行う。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様であることを指導する。
 - ・市や県教育委員会の指導助言を得ながら、各種団体や関係機関等とも協力して解決にあたる。
 - ・スクールカウンセラー等と連携を取りながら、いじめられている児童の心のケアを図る。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
- ・いじめの防止等に関する学校の取組について家庭への啓発に努める。家庭でいじめ問題を把握した場合、学校へ直ちに連絡してもらえるよう情報の連携を図る。
 - ・いじめ問題が生じたときには、家庭との連携を一層密にし、家庭での様子友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。また、家庭に学校の取組について十分説明するとともに、一致協力して解決にあたる。
 - ・問題によっては、地域の関係団体に協力を求めたり、またいじめ問題などの相談窓口も利用するなど関係機関との連携を図ったりしながら解決にあたる。

5 重大事態への対処

(1) 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会への報告を行う。

(2) 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

6 教職員の指導力向上

いじめの防止等のための専門的な知識に基づき適切に行われるよう、いじめに関する校内研修を行い、教職員のいじめへの対応に係る指導力向上に努める。

7 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附則

- ・策定日 平成25年12月1日策定
- ・平成26年8月25日修正